

# 出張労働相談

- ・弁護士、労働基準監督官が対応
- ・秘密厳守・相談無料・予約不要



至 佐伯駅

佐伯市役所本庁舎

西側駐車場

銀行

公用車駐車場

和楽

GS

書店

至 大手前

駐車場

217

20

16

15

14

13

12

11

10

9

8

7

6

5

4

3

2

1

0

令和6年5月16日(木)

受付: 13時30分～15時30分  
(相談は16時まで)

場所: 佐伯市役所6階大会議室  
(佐伯市中村南町1-1)

携帯・スマホ: 097-532-3040  
フリーダイヤル: 0120-601-540

(電話での相談も可能です。)

## 【相談事例】



- ・賃金、残業代の未払
- ・長時間労働
- ・パワハラ、セクハラ
- ・年休の5日取得義務化
- ・不当解雇
- ・退職引き留め

※使用者・労働者・フリーランスの方々の相談をお受けしています。

(お問い合わせ先)

大分県労政・相談情報センター(雇用労働室 労働相談・啓発班)

携帯・スマホからは ☎ 097-532-3040

フリーダイヤル ☎ 0120-601-540

佐伯市商工振興課 ☎ 0972-22-3943

※上記相談日以外も、大分県労政・相談情報センターの相談員が電話・来所相談をお受けしております。

# 働くこと、職場での悩み事は、 労政・相談情報センターへ

労働相談専用ダイヤル「労働110番」

☎0120-601-540

(携帯・スマホからは ☎097-532-3040)

相談時間 8:30～17:15

※土日、祝日を除く

大分県雇用労働室(県庁舎本館7F 大分市大手町3-1-1)



## 【最近の相談事例から】

- Q. 県外にいる友人の結婚式に行くため、シフト表作成前に3日間の年次有給休暇の取得を申し出ましたが、「この忙しい時期に3日も休めるわけじゃない!」と言われ認められません。3日間の連続休暇は取得できないのでしょうか。
- A. 事業主は年次有給休暇の取得を拒むことはできません。ただし、このことにより事業の正常な運営を妨げることになる場合は、別の日に取得するように求めることができます。(時季変更権)  
しかし、時季変更権を行使するための条件は極めて限定的で、単に「多忙だから」「代替りの従業員がいないから」という理由だけでは認められません。

## 大分県労働委員会が一緒に対応します!

大分県労働委員会は労使紛争を解決するための県の行政機関です。

専門的なアドバイスのほか、内容に応じて「あっせん」を行うことができます。

大分県労働委員会の「あっせん」とは…

- ① あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
- ② あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。

大分県労働委員会事務局(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)

☎097-536-3650 (相談ダイヤル)

相談時間 9:00～17:00 ※土日、祝日を除く

# 大分県